

Title	オーストラリアにおける外国判決執行の問題
Sub Title	Enforcement of foreign judgement in Australia
Author	平, 良(Taira, Ryo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1977
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.50, No.11 (1977. 11) ,p.1- 16
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19771115-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19771115-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## オーストラリアにおける外国判決執行の問題

平

良

アメリカやオーストラリアなどの連邦国家あるいは多数法国家において、連邦を構成する州は国際私法の観点からそれぞれ独立した法域 *jurisdiction* をなすものであるから、一州の判決を他の州において執行するに当つては外国判決の執行として執行を求められた州の原則の影響を受けることになる。しかしながら州は独立国と異つて連邦の一員として連邦において定められた原則の拘束の下におかれるものであるし、連邦を構成した目的が多くは連邦全域にわたる交流の自由を意図しているものであり、州相互間においても外国との場合とは異つた原則を採ることになる。基本的にはアメリカにおいても、オーストラリアにおいても「充分な信頼と信用」条項の形で連邦を構成する州間の法律や判決に対する相互承認を明らかにするものである。<sup>(1)</sup>

オーストラリア憲法はアメリカ合衆国憲法の少なからざる影響を受けて制定されたものであるといわれ、「充分な信頼と信用」条項についてもオーストラリア憲法第一一八条にアメリカ憲法と極めて類似した原則を採択した。それと共にオーストラリア憲法はオーストラリア憲法制定の一九〇〇年までにいたるアメリカの経験をふまえて制定したものであるから、ア

メリカ憲法上明示されていない諸原則を採択したり、アメリカ憲法の文言と異つた表現を採つたりしたのである。判決の執行については、オーストラリア憲法第五一条<sup>(4)</sup>に連邦議会の権限の一つとして

「民事および刑事の手續、ならびに州裁判所の判決を全連邦にわたつて実施すること」

を定める法律の制定を認めている。このことは連邦の明示的な権限を欠き、専ら「充分な信頼と信用に関する条項」の解釈と、基本的には州法の性格を持つ統一外州判決執行法によるアメリカの場合とは異つた形をとつたものといえる。<sup>(2)</sup>

イギリスにおいて植民地間の手續や判決の執行は外国判決の執行と同じに扱つて来たのであるから、<sup>(3)</sup>連邦の形成にいたるまでのオーストラリア植民地間の手續や判決の執行について、他域の手續、判決の承認はそれぞれの植民地に任せられていたと考えられる。<sup>(4)</sup>もつともオーストラリア連邦成立以前において、一八八五年のオーストラレイシア連邦會議法<sup>(5)</sup>の中においてすでにその第一五条<sup>(e)</sup>に、

「植民地の境界を越えて、植民地判決を強制する」。

ための立法権が連邦會議に賦与されているのであり、アメリカ憲法に明示されず、またどちらかといえば中央政府の権限を強めているカナダ憲法<sup>(6)</sup>にも見られない重要な権限を連邦議會に与えているものといえるのである。

(1) 平良オーストラリア憲法における「充分な信頼と信用」条項、法学研究第四一巻一二号。アメリカについては、平良「アメリカにおける連邦と州の法律問題」一六四—一七二頁、ジュリスト、英米判例百選、判決の他州における効力(沢木敬郎)一四六頁、同(池原季雄)一四八頁。

- (2) Uniform Enforcement of Foreign Judgement Act, 1948.
- (3) Simpson v. Fogo, 32 C. J. Ch. 249. Buchanan v. Rucker 9 East 192.
- (4) Quick and Garran, Annotated Constitution of the Australian Commonwealth, p. 616.
- (5) Federal Council of Australasia Act 1885, オーストラリアの連邦化への動きに伴って制定されたのであり、アメリカにおける連合憲章 Articles of Confederation (1781) の時代に相当する弱い中央政府を伴う連合を定めている。後にオーストラリア連邦に加つていないフィジーが不完全ながら加つているが、ニュー・サウス・ウェールズは加つていない。この連合はそれを完成したものと考えずに連邦への一つのステップと考えているようにある。
- (6) British North America Act 1867.

1

憲法にもとづいて、一九〇一年の州および属領の法ならびに記録の承認に関する法律 State and Territorial Laws and Records Recognition Act, 1901<sup>(1)</sup>は第一八条は

「州もしくは属領のすべての公法律記録および司法手続は、本法によつて要請される所により証明され、もしくは認証されるなら、それが行はれた州もしくは属領の裁判所および公機関の法および慣行によつて行はれると同じく、諸州の裁判所および公機関において充分な信頼と信用が与えられる。」

ことを明らかにした。これは憲法一一八条の充分な信頼と信用条項を法律において明らかにしたものである。とはいへ、充分な信頼と信用を与えるということが如何なる内容を伴うものであるかについては法律上の明文を欠くことになる。すなわちアメリカで議論されて来ているように、それは他州判決を尊重するという、礼讓の問題であるのか、判決の承認を伴うものであるか、さらに承認した判決に対して執行の責任を伴うものであるかは後の解釈に委ねられるところとなる。しかしな

がオーストラリア憲法は第五一条<sup>(2)</sup>において連邦議会の権限として「送達および執行」についての立法を委ねられているのであるから、充分な信頼と信用の内容を立法を通して明らかにすることが出来る。そこで憲法第五一条<sup>(2)</sup>にもつき一九〇一年に手続の送達および執行に関する法律 Service and Execution of Process Act 1901 (以下判決執行法と略称)が制定されている。そこで定められた原則はその後若干の法律の修正を伴っているが基本的には次の方法による。

勝訴判決をえた当事者は、記録裁判所よりこの法律で定める細目を含んだ証明書の発行を受ける。(第二〇条)

この証明書を他の州あるいは連邦の部分の類似の裁判所の適当な事務官に提出する。類似の裁判所がない場合には地方裁判所・県裁判所のような下位の記録裁判所をこれにあてる。

この申し立てられた内容は「オーストラリア判決登録集」The Australian Register of Judgements に記録される。証明書が記録されると、その証明された内容は記録した裁判所の判決と同じ効力を持つことになる。

この登録は十二ヶ月以内に行わなければならない。ただし、十二ヶ月を過ぎた後においても登録を求める裁判所の特別許可 leave をえて登録することが出来る。(第二一条)

登録された判決は、登録した裁判所の判決と同じく、執行・強制される。(第二四条)

自己に不利な判決であつた当事者は、登録した裁判所に対して手続の停止を求める命令を申し立てることが出来るが、停止を求める当事者は判決を行つた裁判所に担保を提供したり、判決の取消などを求める申し立てを行つていなければならない。(第二五条)

アメリカにおける判決の執行と比較した場合に、アメリカにおいては他州判決の登録をしてから判決としての効力が認められるまで一定の日数を必要としているのに対して、オーストラリアにおいては登録によつて直ちに登録された州の判決と考<sup>(2)</sup>えられていること。判決に疑義がある場合にアメリカにおいては登録された州において他州判決に充分な信頼と信用を与

えうるかといった審査をすることになるのに対して、オーストラリアにおいては判決を与えた裁判所において重ねて審査され決定されることを考えているのである。

このことが果して、登録の上執行を求められている裁判所は他州の判決を必ず充分な信頼と信用あるものとして承認しなければならぬのであるか、あるいはアメリカに見られるように執行を求められた州においていくつかの原則にもとづいて他州判決の排除を許すものであるかに及ばなければならない。

先ず登録によつて執行される判決は、判決執行法第三条によると

「一定額の金銭の支払が行はれるか、金銭の支払の他に当事者に作為不作為を要求する *suit* において裁判所によつてなされた、判決、決定、規則あるいは命令 *judgement, decree, rule or order*」

を意味するものとされている。すなわち、民事の訴訟におけるコモン・ロー上であるとエキイティ上であろうとは問わず对人的判決としてなされたものを意味するといえる。ただ法文からは登録を求める判決の確定性については明らかになつていない。その意味ではアメリカにおいても問題となつた扶養料判決の確定性といつたことと類似の問題を生ずることになる。すなわち扶養命令は一括した扶養料の支払によらず定期的支払の方法によることが考えられるからである。一九五九年の連邦婚姻事件法 *Matrimonial Causes Act 1959* によつて管轄権を得ている場合には、その法律にもとづいて出された扶養命令は、その法律の定めるところによつて執行されるが、州や属領の裁判所による扶養命令は判決執行法にいうところの訴訟にもとづくものと考えている。そうなる、必しも最終的とはいえない扶養命令についても、執行を求められた州は他州判決の執行を負わされるものと考えられるであらうか。この点についてクイーンズランド州のウインコム対ウインコム事

(9) 件においては、遅払いの扶養料支払を命じているウェスタン・オーストラリア州の扶養命令について、判決執行法にいうところの金銭支払を伴う判決は執行に当る裁判所にとつて負債とされる正確な金額が確定されていないのとならぬのであつて、扶養命令は判決執行法にいうところの判決には当たらないものとしてゐる。この判決はリンデ対リンデ事件<sup>(10)</sup>などにおいてかつてアメリカにおいて採られていた原則に類似してゐる。しかし、扶養料判決には当たらないが、サウス・オーストラリアの E・B 化学羊毛処理会社事件<sup>(11)</sup>においては、ヴィクトリア州会社の清算に伴い、サウス・オーストラリアの市民が、ヴィクトリア州の清算命令にもとづく債権をサウス・オーストラリア州に登録し執行を求めたのに対して、技術的には判決といえないにしても、判決執行法上は判決と考えることが出来るものであるといつた考えをとり、判決という言葉を広く解釈してゐるのである。もつとも判決という言葉を広く解釈してゐることと、<sup>(12)</sup> 其の執行を保障することが必しも結びついてゐるとはいえない。デビス対デビス事件<sup>(13)</sup>において、ニュー・サウス・ウェールズ州裁判所は、同州に登録されたヴィクトリア州扶養料判決について、その判決が最終的なものであるといつた性格を持たないものであり、他州における最終的判決でないものを登録された州において最終的判決として扱うことは認められないといつてゐるのである。この点から考えると、判決執行法にいう判決は広く解釈しうるものであるから最終判決でなくとも判決として登録しうる、しかし、最終判決ではなかつたという理由で執行されえないものとなり、現実の救済はえられない結果となり、登録は単に手続上の問題に止まつてしまうことになる。<sup>(14)</sup>

もつとも判決執行法が単にこのように無意味な登録を奨励するために制定されてゐるとは考えられない。それは外国判決の承認についてのコモン・ローの一般原則に代るものと考えられたといえるし、アメリカにおける充分な信頼と信用条項の下に見られる州判決の承認と執行より統一された他州判決の執行を意図してゐるものと考えられるのである。先のデビス対デビス事件も登録が無意味であることを挙げるのではなくて、判決を行つたヴィクトリア州の手続が尽くされてゐないので、判決を行つた州において治癒されるべきことを指摘してゐるといえるのである。このことから、他州において充分な信

頼と信用が与えられ、判決執行法によつて他州において執行される判決はどのような判決でなければならぬかといつた問題にもどらざるをえない。

一九四七年のハリス対ハリス事件<sup>(15)</sup>は他州において承認される判決は、判決を行つた州において確定的なものでなければならぬと考へている。この事件は金銭給付を求める訴ではない。原告はニュー・サウス・ウェールズ州において婚姻し、後にニュー・サウス・ウェールズ州において婚姻を解消している。しかし原告がヴィクトリア州に住所を有しているにもかかわらず、ニュー・サウス・ウェールズ裁判所は原告が同州に住所を持つと考へて婚姻を解消したものである。このニュー・サウス・ウェールズ州の判決についてヴィクトリア州においてはニュー・サウス・ウェールズ州においては終局的なものであり、拘束力はあるが、ヴィクトリア州においてはその州の管轄外において行われたものであるからその効力は争いうるものであり、ヴィクトリア州としては憲法の充分な信頼信用条項と、判決執行法から考へて判決を行つたニュー・サウス・ウェールズ州において終局的とされているなら、ヴィクトリア州において承認すべきものであるといふのである。この事件は判決を行つた裁判所に果して管轄権があつたかということが争点になつていふのであるが、管轄の不存在を理由に判決の他州での効力が争われている事件としては一九〇三年のマッケンジイ対マンウエル事件<sup>(16)</sup>がある。この事件では、ウエスタン・オーストラリア州の判決の執行をニュー・サウス・ウェールズ州に求めたものであるが、登録の申し立てが十二月を経過していたので登録すべき裁判所の特別許可が必要となつたのであるが、登録を受けるニュー・サウス・ウェールズ裁判所は、ウエスタン・オーストラリア州において令状の送達を欠きながら、法律の定めるところにより管轄権を取得し判決を行つており、ウエスタン・オーストラリア州においては判決は効力を持つことになるが、ウエスタン・オーストラリア州が国際私法上の意味において管轄権を行使したとはいへないのだから他州における承認は期待しえないものであるといつて、登録の特別許可を認めていない。当時、ニュー・サウス・ウェールズ州にはウエスタン・オーストラリア州と類似した送達



によらない管轄が定められていたのであるから、ニュー・サウス・ウェールズにおける承認の拒否は、いわゆる登録する州における公序の問題ではなく、もっぱら判決に管轄を理由にして国際私法上の効力を認めない点におかれている。

ここで出て来た問題は扶養料判決の問題とは異つた判決の確定性の問題である。すなわち管轄について欠陥のある判決は他州においての執行を求められないといつた問題に属するものと考えられ、管轄上は欠陥はないが給付方法が割賦であるために判決の内容が確定しえないといつた扶養料判決の場合の問題とは異つているといえる。

- (1) 法律の引用に当つては改正の年号を入れて State and Territorial Laws and Records Recognition Act 1901-1950 といつたように引用するのが通例であるが、改正が特に問題になる場合を除いて最初の制定の時を用いる。
- (2) Uniform Enforcement of Foreign Judgement Act, 1948 S. 7.
- (3) *ibid.* S. 8.
- (4) アメリカにおいて他州判決に充分な信頼と信用を与えて執行すべきかどうかについて用いられる弁護としては(1)判決を手えた州における管轄が妥当なものであつたか、(2)判決は詐欺にもとづくものではなかつたか、(3)他州での判決の執行を行う州の公序に反していないか、(4)執行を行う州において適当な裁判所があるかどうか、(5)刑事判決でないこと、(6)課税に関する判決でないこと、さらに近年は多少くずれて来ているが、(7)最終的判決であるかどうかという点である。(たゞ *Goodrich, Conflict of Law* 4th ed. by Scoles, pp. 395-405) オーストラリア憲法はアメリカ合衆国憲法と全く同じものではないから、アメリカと同じ原則に支配されるものではないが、類似した連邦国家であることからアメリカにおいて行われた諸原則を参照するべきである。
- (5) たゞ *Lynde v. Lynde*, 181 U. S. 183 (1901) のように、扶養料の未払い部分は確定しているといえるが、金額の修正の可能な扶養料判決は確定的とは考えない、この他に類似のものはいかの判例がある。
- (6) J. G. Flemming, *Inter-State Enforcement of Maintenance and Alimony Decrees*, 26 A. L. J. 408.
- (7) P. E. Nygh, *Conflict of Laws in Australia* P. 762.
- (8) Flemming, *op. cit.*, 26 A. L. J. 407.
- (9) *Winchcombe v. Winchcombe* (1955) Q. W. N. 16.
- (10) *Lynde v. Lynde*, *op. cit.*, 181 U. S. 183.
- (11) *Re E. and B. Chemical and Wool Treatment Pty. Ltd.* (1940) S.A.S.R. 267.
- (12) *Nygh, op. cit.*, p. 262.

(31) *Davis v. Davis*, [1922] 22 S. R. (N. S. W.) 185.

(14) 扶養料判決は通常の判決と異つた性質を帯びるために、アメリカにおいても統一扶養相互執行法 Uniform Reciprocal Enforcement of Support Act, 1950<sup>2)</sup>を以て特別の取扱ふを行うこととなる。

(51) *Harris v. Harris* [1947] V. L. R. 44.

(91) *Mackenzie v. Mannwell* [1903] 20 W. N. (N. S. W.) 18.

## 二

判決の最終性の問題、管轄の問題についていくつかの判例が見られることは既にふれて来たものであるが、アメリカの場合と異つて判例の数は少く、またさまざまな州にわたる判例でありオーストラリア法上の原則として一般化するのはいささか問題を伴うものであるといえる。とはいへ、類似しながら多少異つた法制度を持つた場合の事例として判決の執行についての他の側面を見ることにする。

デービス対デービス事件<sup>(1)</sup>において判決の最終性について述べられているがそこから考えられることは、(1)詐欺にもとづく判決、(2)公序に反する判決、(3)自然的正義に反する判決は最終的な判決とはならない<sup>(2)</sup>ということになつている。従つてここで再び他州における執行が可能であるか否かについてふれなければならない。

詐欺にもとづく判決の効力<sup>(3)</sup>についてはコモン・ロー上原告の詐欺によるものであるならその執行は行いえないものと考えられている<sup>(4)</sup>。アメリカにおいては判決がそれを与えた州においてその効力を攻撃出来るなら、どこでも、すなわち執行を求められている州においても攻撃しうるものと考えている。詐欺にもとづく判決の効力は直接には抵触法上の問題とはいえないものであるが、アメリカの多くの州において当事者が出頭し弁護の機会を与えられないような形で、すなわち本案にまでいたらない外部的詐欺 exterior fraud の存在する場合に主張されるものであり、多くは管轄が詐欺にもとづいて得られた場合に

結びついているのである。オーストラリアにおいて詐欺にもとづく判決の効力について直接ふれている判例を欠いていることからハリス対ハリス事件<sup>(5)</sup>において採られている見解に従うものといえる。すなわち判決を与えた州においてその判決が取消されることがありうる場合に、執行を求められた州において「充分な信頼と信用」を与えて執行を行う州で判決を下した州における以上の判決の効力を与えるとは考えられないからである。オーストラリアにおいて執行を求められた州において判決の効力を争うというよりは、執行を求められた州における執行の手續を停止して、当事者に判決を与えた州においてその効力を争う機会を与えることになると考えられる。コモン・ロー上は詐欺を理由に判決を攻撃する場合に判決を行つた場所において攻撃する場合と、外国判決の場合とは異つた面があるように考えられるが、オーストラリアの州相互間においては判決を行つた州においては攻撃されないものであるにもかかわらず、執行を行う州において本案にまで立ち入つて判決の効力を争うことが認められないものと考えられるものであり、その点では執行する州はまさに充分な信頼と信用を与える責任を負うものといえる。

次に公序を理由に他州判決の執行を拒否しうるかについて、外国判決に対してその主張が可能であることはコモン・ロー上もアメリカ法上も認められているものであるが、アメリカの州間においてはファンテルロイ対ラム事件<sup>(7)</sup>に見られるように、執行を行う州の法と相違するところがあるにしても、判決を行つた州において管轄の問題が論じられているのでなければ、執行を求められた州ではその判決に充分な信頼と信用を与えるものと考えているのである。オーストラリアにおいても他州判決の場合には同様に取扱われるものと考えられる。

マーヴィン牧畜会社対ミールパ牧畜会社事件<sup>(8)</sup>は他州判決に対する公序の問題を取り上げているというより、公序を異にする州における他州法の適用に関する問題であるが、州の基本的政策に一致しないという根拠で、他州の法を排除することは「連邦憲法第一一八条に反することは明らかである。」他州の法を公序を理由に排除することが、州において他州法にもとづ

く判決を避けて、その判決の執行を行わないことになるのであるから、他州において行われている判決についても公序に反するという理由でそれを拒否することはありえないことになるといえる。先にふれたE・B化学羊毛処理会社事件<sup>(9)</sup>においても、手続法の相違ということもいえるが、それが公序の相違であると考えられるにしても、他州における充分な信頼と信用を与えられるものと考えるのである。この問題については正面から判決の執行に関する問題を扱っている判例は見られないが、憲法および法律のわくの中において結果としてはアメリカにおける場合と同様の考えが採られているといえる。

自然的正義の問題といわれるのは、公序の問題は実質法上の問題に關するのに対して、他州における手続法上の相違にもとづくものであり、手続の告知を欠いたり、出頭機会が与えられず、当事者に不公正な訴訟が行われている他州判決の承認にわたる問題であり、いわば適法手続を欠いていたかに及ぶものである。この点についてはジョーンズ対ジョーンズ事件<sup>(10)</sup>は、一方だけの当事者 *ex parte* の申し立てによつて出されたニュー・サウス・ウェールズ州最高裁判所の差押 *attachement* 令状の執行をヴィクトリア州に求めたのに対して、ヴィクトリア州においては一方だけの当事者の申し立てによる差押令状は認めていないのであるからヴィクトリア州は執行の責任を負わないものと考えている。この判決にはヒギンス判事の少数意見があり、州は他州の実質法のみでなく手続法に対しても効力を認めなければならないものというのである。すなわちニュー・サウス・ウェールズ州裁判所がその州法に反して差押令状を出したものでないかぎりにおいては他州においてその効力を否定するものとはならないと考えている。この事件はすべて手続法上の問題であるとはいえないのであり、一方だけの当事者の申立による差押令状請求の権利があるか否かといった面から考えれば実質的な内容を持つものと考えられ、自然的正義といわれている問題を特に公序の問題を区別する必要のないものと考えられることも出来る。

オーストラリアにおいて各州の法は基本的にはイギリスのコモン・ローにもとづくものであるから公序という点からは各州は共通したものを持つているのであり、各州の公序の相違が見られるとすれば制定法の領域においてであろうから、アメ

リカやカナダにくらへて現実にはこの種の判例を欠いているのは当然ともいえる。

- (1) *Davis v. Davis* [1922] 22 S. R. (N. S. W.) 185.
- (2) *Morrison, Extra-Territorial Enforcement of Judgement within the Commonwealth of Australia*, 21 A. L. J. 30.
- (3) *Goodrich*, op. cit. p. 397.
- (4) *Dacey, Conflict of Laws* 7ed. p. 997. *Vadala v. Lawes*, 25 Q. B. D. 310 (1890).
- (5) *Harris v. Harris* [1947] V. L. R. 44.
- (6) *Cheshire, Private International Law* p. 624.
- (7) *Fanteleroy v. Lam*, (1905) 210 U. S. 230.
- (8) *Mervin Pastoral Co. Pty. Ltd. v. Moolpa Pastoral Co. Pty. Ltd.* (1933) 48 C. L. R. 565.
- (9) *Re E. and B. Chemicals and Wool Treatment Pty. Ltd.* (1940) S. A. S. R. 267.
- (10) *Jones v. Jones* (1928) 40 C. L. R. 315.
- (11) *Paton, Reception of Common Law, in The British Commonwealth, The Commonwealth of Australia ed. Paton*, p. 35.

## 三

結果的にはオーストラリア憲法上特に定められている刑事法上の問題は別にして、判決の他州における効力は判決の最終の面についても、管轄の欠如についても、公序の問題においてもアメリカにおける場合と類似の取扱いになつてゐるし、他州判決の効力を認めない詐欺による判決についても、いわゆる外部的詐欺の問題として類似の結果をえていることになる。このようなオーストラリアにおける展開はオーストラリアが本国と異つた連邦組織を採つてゐることから考へて、本国法が変化したというより類似したアメリカ法の影響を受けながら発展して来たものであるのではないかを考えることになる。

この点についてはハリス対ハリス事件はかなりのアメリカの判例を用いてゐるが、<sup>(1)</sup>全体としてはアメリカの判例に依拠しているオーストラリア判例はほとんど見られない。ハリス対ハリス事件においても、アメリカの判例を検討した後に、アメリ

カの判例はオーストラリアにおいて説得的な権威のあることを認めるにしても、オーストラリアにおいて憲法や法律は成文に示されたものが決定的であると考えている。ナイはこのアメリカとオーストラリアの相違は司法機能にもとづくものであるとし、アメリカでは充分な信頼と信用条項のような一般条項を裁判官は他の利益と調和させる方法を採用し、オーストラリアにおいては立法部によつて法律が定められているなら、裁判所では例外を認める余地のない解釈をすることになるといつている。<sup>(2)</sup>

他州法に対する充分な信頼と信用については、法は本来その制定した州の領域内に適用され、適用が示されていない折には、抵触法規上の法則に従つて定められる。従つてオーストラリアにおいて各州がコモン・ローを基礎とした抵触法規を持つている場合には、充分な信頼と信用条項に依らなくても適用すべき法規は求められるといえるのであり、抵触が生ずるのはある州において領域をこえて適用しうる法を制定した場合に生じて来る。この場合には何れの法が支配的な利害關係を持つているかによつて定められることとなる。コモン・ロー上の抵触規定によつて他州の法が適用される場合には、法廷地法はその州法に異なるところがあつてもそれを適用することになり、その意味では在来の公序を理由とする逃げ道は制限されることになる。すなわちこれは、オーストラリアの何れの場所において審理されるにしても適用される法は同じでなければならぬといつた考えに出るものである。<sup>(3)</sup> 連邦農業サービス会社事件<sup>(4)</sup>において、サウス・オーストラリア州において清算手続の行われたウェスタン・オーストラリアの会社の社債の一部がクイーンズランド州にあり、クイーンズランド州において社債の登録が必要とされていたにもかかわらず登録が行われていなかつたため、清算に當つて債権者が請求しうるかについて、クイーンズランド州の法に従つていなかつたにもかかわらず、クイーンズランド州内にある資産によつて債務者に支払うことを命じている。これはクイーンズランド州法によつて創設された権利が争われているのであれば、クイーンズランド州法の適用の問題が生ずるが、この社債はクイーンズランド州法にもとづいて発行したものとば考えなかつたのである。この考え

方はアメリカにおけるヒューズ対フエター事件<sup>(5)</sup>の理論と類似している。

他州法の適用に比較的障碍はないと考えられているが、ケイ賃貸会社対フレッチャー事件<sup>(6)</sup>においては、連邦裁判所は適当な法がどのようなものであれ、ニュー・サウス・ウェールズ州において締結された契約については、ニュー・サウス・ウェールズ州の法律が適用されるものと考えている。これはニュー・サウス・ウェールズ州が他州の法に対し十分な信頼と信用を与えなかつたという解釈も出来るが、基本的にはニュー・サウス・ウェールズ州が契約地として支配的な力を持つこと、ことから出て来ているのであり、この支配的な力を持つという理論の解釈によつては十分な信頼と信用の効果についての制限として働くことになる。

判決の効力の場合はオーストラリア各州の法や制度は類似しているということからも他州判決の承認は比較的容易なものとなる。判決の承認は憲法に示されることによつて州の公序に左右され難いものとなる。従つてコモン・ロー上認められた管轄にもとづいて与えられた判決は、判決を与えた州において最終的なものであれば、法廷地においてその効力は争う余地はない。ハリス対ハリス事件のように明白な根拠をもつた管轄権をえた上での判決であるなら他州における効力は争うことは出来ない。もつとも、このことはギビンス対ギビンス事件<sup>(7)</sup>においては、遺棄された妻がサウス・オーストラリア州において、同州婚姻法上離婚に當つて遺棄された妻の住所は同州内にあることを根拠として同州裁判所への申し立てをしたのに対して、すでにニュー・サウス・ウェールズ州に住所を有する夫が夫婦の住所はニュー・サウス・ウェールズ州にあることを主張して、サウス・オーストラリア州における妻による申し立て手続の停止を請求したのであるが、ハリス事件においてはニュー・サウス・ウェールズ州に住所がありニュー・サウス・ウェールズ州の管轄が明らかであるが、この事件では国際私法上管轄権なしに離婚を認めていると主張している。裁判所は婚姻住所が離婚訴訟に當つて管轄権決定のために必要であり、サウス・オーストラリア州においては離婚管轄の特別法則に従つていることは認めているが、夫の側の請求を却け、サ

ウス・オーストラリアにおける離婚を認めることとしている。この判決による離婚は他州における効力がうらづけられうるものとは考えられず、いわば国際私法における跛行婚を想定している。<sup>(8)</sup> またサール事件<sup>(9)</sup>においてもニュー・サウス・ウェールズ州内においてのみ認められる養子縁組を認めているのである。このことからオーストラリアにおいても他州における効力を認められない跛行的な状況は避けられないこととなつて来る。ただ、他州判決の効力の不承認はもつぱら管轄権上の問題から考えられているのである。

- (1) Harris v. Harris [1947] V. L. R. 44. ハリス事件はアメリカにおける第二ニームズ対ノースカロライナ事件 Williams v. North Carolina (2) 325 U. S. 226 (1945) において管轄の根拠である住所がなかつたならその判決は他州における充分な信頼と信用を与えられないとされている判決の後に表れてゐるものである。
- (2) Nygh, op. cit., p. 742.
- (3) Re. E. and B. Chemical and Wool Treatment Pty. Ltd. [19395]. A. S. R. 44.
- (4) Re Commonwealth Agricultural Service Engineers, Ltd. [1928] S. A. S. R. 342.
- (5) Hughes v. Fetter, (1951) 341 U. S. 609. 他州の法がその地域内に適用されるものであるなら充分な信頼と信用を認めないでも良いが、行為地や財産所在地といった点から他州においてえた権利に対して充分な信頼と信用を与える。
- (6) Kay's Leasing Corpn. Pty. Ltd. v. Fletcher (1964) 116 C. L. R. 124.
- (7) Gibbins v. Gibbins [1948] S. A. S. R. 267.
- (8) Nygh, op. cit., p. 744.
- (9) Re Searle [1963] S. A. S. R. 303.

#### 四

憲法制定に當つてはアメリカ憲法がすくなくならず参照されているにかかわらず、<sup>(1)</sup> その後の発展においては必しもアメリカの諸判例に従つてゐるものではない。これはオーストラリア憲法第五一条(25)および判決執行法<sup>(1)</sup>の存在といつた法構造上の



相違、オーストラリアの各州間の相違がそれほど著しくなかつたということにもよるのであろう。<sup>(2)</sup> アメリカにおける他州の刑事判決の排除は憲法によつてアメリカと異つた取扱いが可能であり、公序の問題も州の相違が顕著でないので大きな障碍とはならなかつた。従つて他州判決の効力を攻撃するに当つては最終効の問題と詐欺の問題になつて来るのであり、最終性の問題についてはアメリカにおける場合と同様に弾力的に取扱われるにいたり、詐欺についてもいわゆる外部的詐欺の問題に限られると、残つている問題としては判決を行つた州における管轄権の問題となる。この管轄権については、他州の手続がコモン・ロー上承認しうる手続でないならば、判決を与えた州における効力は別として、国際私法上他州における効力は認め難いものになるといつた考えによるものである。<sup>(3)</sup> このコモン・ロー上承認しうる抵触法上の原則は、ある州における公序と同じものと考えられるのではないか。このことから、オーストラリアにおいて、コモン・ロー上の原則を共通にしているといつた意味においては、他州判決の承認についてアメリカに見られるような判例と理論の展開を必要としなかつたものと考えられる。

(1) Quick and Garran, op. cit., p. 961.

(2) 平・前出「法学研究」三卷二二号九—一二頁。

(3) Sykes, Full faith and credit Further Reflection, 6 Res Judicata 365.